

特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域について

平成 24 年 3 月 30 日

泉佐野市長 千代松 大耕

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年／厚生省／建設省／告示第 1 号）別表の第 1 号（以下「別表第 1 号」という。）の規定により、区域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

1 別表第 1 号イに該当する区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

2 別表第 1 号ロに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

3 別表第 1 号ハに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

4 別表第 1 号ニに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域

【 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 】

公布日：昭和 43 年 11 月 27 日

厚生省・建設省告示 1 号

<http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=07000050>

別表

(昭四六厚建告一・追加、昭六一環庁告一二・昭六三環庁告六五・平三環庁告五・平五環庁告九一・平一〇環庁告四一・平一二環庁告一六・一部改正)

一 法第三条第一項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号)第四条第二項に規定する市の長が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。

二 法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域